

～所子集落の町並み保存～

「伝統的建造物群保存地区」を決定



大山町所子の所子集落は、重要文化財門脇家住宅、県指定文化財南門脇家住宅、国登録有形文化財の東門脇家住宅、美甘家住宅をはじめ、江戸時代から昭和30年頃までに建築された伝統的建造物が多く残されています。また、その周囲にも、ほ場整備などを受けていない昔ながらの水路や田畑の地割が良好に残されており、歴史的な景観に大きく寄与しています。このため早くから、「伝統的建造物群及びこれと一体をなして価値を形成している環境」として文化財保護の観点から高く評価されてきました。

本町では、この町並みを保存するため、住民説明会などを重ねて、その取り組みを推進してきました。所子集落の町並みを、7月5日に開かれた町教育委員会で、大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会の答申に基づき、「伝統的建造物群保存地区」として保存を図ることが決定されました。

現在、国に申し出を行い、今年の冬には鳥取県で2番目となる「重要伝統的建造物群保存地区」として選定されるように取り組んでいます。

【伝統的建造物群保存地区制度とは】

日本の各地に、その地域の歴史や自然環境に応じて形成された個性的な町並みがありましたが、高度経済成長期以降の近代化に伴い、その町並みは急速に失われていきました。その中で、地域の歴史や自然の中で育まれた町並みを保存しようと住民運動を展開した地域が現れるようになりました。

この動きの中で、伝統的な日本の町並みを保存するために、国が文化財保護制度の一つとして昭和50年に創設したのが、伝統的建造物群保存地区制度です。

この制度に基づいて、伝統的工法で建てられた築50年以上の建造物（伝統的建造物）が群として残された範囲と、その周囲にあって一体となって価値を形成している環境を含めた範囲を、市町村が条例または都市計画法に基づいて、保存を図る区域として決定した範囲が「伝統的建造物群保

存地区」です。

「伝統的建造物群保存地区」（通称で「伝建地区」）は、保存地区を決定した市町村が国へ申し出て、国がその価値が特に高いと認め、国としても保存を図る地区として選定したものが「重要伝統的建造物群保存地区」（通称「重伝建地区」）です。

7月末現在、全国には104か所の重伝建地区が選定されています。中国地方では14地区、鳥取県では白壁土蔵群の町並み「倉吉市打吹玉川地区」があります。

「伝建地区」内では、その町並みを保存していくために、建造物等の現状を変更する場合は、条例と保存計画に定めた基準に基づく許可が必要です。基準に沿った修理や外観の改善、費用についての補助制度が設けられています。各地の「伝建地区」では、補助制度などを用いて、魅力的な町づくりが進められています。